

新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」による 入院保険金の支払対象について

このたびの新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた皆さまに対しまして、謹んでご冥福をお祈りするとともに、り患された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構では、全国の郵便局（※簡易郵便局を除きます。）及び株式会社かんぽ生命保険各支店において、令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院等への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床ひっ迫等の事情により入院することができず医師等の管理下で自宅・宿泊療養をされた場合は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、お客さま保護の観点から、約款上の「入院」とみなして、入院保険金をお支払いする取扱い（以下「みなし入院」）を実施してまいりました。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、令和4年9月26日以後の「みなし入院」による入院保険金の支払対象を以下のとおりといたします。

【「みなし入院」による入院保険金の支払対象】

令和4年9月26日以後に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症り患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

また、令和4年9月25日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、みなし入院をされた方については、重症化リスクの高い方に限らず、同月26日以後にご請求された場合でも、これまでどおり、入院保険金をお支払いしてまいります。

今後のご請求手続きの詳細につきましては、後日あらためてかんぽ生命ホームページに掲載させていただきます。また、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

なお、医療機関や保健所等の負担軽減のため、令和4年9月2日から医療機関や保健所等が発行する療養証明書がお手元がない場合は、代替書類でもご請求いただけるよう取扱いを変更しております。

お客さまのお問い合わせ先

かんぽコールセンター 0120-552-950（フリーダイヤル）

受付時間 平日 9:00～21:00

土、日、休日 9:00～17:00（1月1日から3日を除きます。）

- 携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。（IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。）